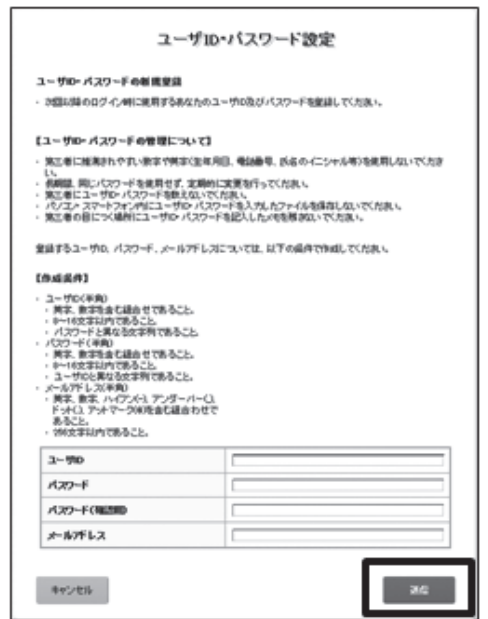


③確認情報入力画面では、本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。利用規約を確認・同意後、奨学生番号、生年月日、性別、氏名(カナ)、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。
入力内容に不明な点がある場合は、ページ下のリンク先から「確認情報入力ガイド」を参照してください。

④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザID・パスワード設定画面が表示されます。ユーザID・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください。([ユーザID・パスワードの管理について]には特に注意してください。)
「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザID・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。



スカラPSの活用

- ①あなたの奨学金情報を閲覧・確認することができます。
 - ア. 貸与中の人
 - ・奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額（予定）、振込口座情報 等
 - イ. 返還中の人
 - ・奨学生番号、返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（元金）、現在請求額、振替口座情報、名義人氏名 等
- ②転居・改姓・勤務先（変更）届の提出ができます。
- ③線上返還の申込みができます。
- ④在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
- ⑤奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。

※ユーザID・パスワードの登録または変更後、6か月以上経過すると、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。パスワードは定期的に変更してください。

※貸与された奨学金の情報がスカラPSで閲覧可能になるのは、奨学生として採用された月（初めて振込がされる月）の振込日の翌日以降からになります。

3. 奨学金貸与・返還シミュレーション

(1) 奨学金貸与・返還シミュレーションとは

貸与月額等の条件を設定することで、奨学金の返還総額や返還回数等についての試算を行うことができるシステムです。

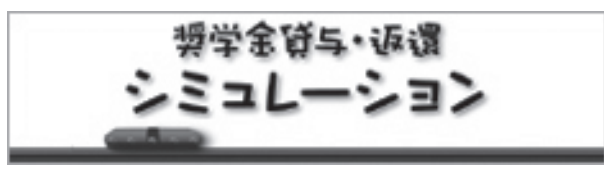
登録等の手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単に試算が行えます。

(2) 奨学金貸与・返還シミュレーションにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

- ①本機構ホームページの奨学金ページにあるバナーをクリックする。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>



- ②奨学金貸与・返還シミュレーションの URL を直接入力する。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>





4. アンケートへの協力をお願い

奨学金の事業を継続的に実施していく上で参考とするため、奨学金の支給中及び卒業後にアンケートの実施を予定しています。ご協力をお願いします。

第五部 資料

1. 2021年度 貸与月額一覧表

○第一種奨学金貸与月額

< 2018年度以降入学者 >

(単位：円)

区分	設置者	通学方法	貸与月額					
							最高月額	
高等専門学校	国公立	自宅	10,000	21,000				
		自宅外	10,000	22,500				
		私立	自宅	10,000	32,000			
			自宅外	10,000	35,000			
	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
専修学校(専門課程・専攻科)	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	
短期大学(本科・専攻科・別科)	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	
大学(本科・専攻科・別科)	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000	
	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		54,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000	
大学院			50,000	88,000				
			80,000	122,000				
通信教育	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		54,000	
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000	
			88,000					
			88,000					

- ※ 1. 申込時における前年1年間の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択することになります。
- ※ 2. 6年制薬学部に基づき薬学系大学院博士課程(4年制)については、「博士医・歯・薬・獣医学」の金額が適用されます。
- ※ 3. 通信教育の対象学種は大学(短期大学を含む)及び専修学校専門課程です。

< 2009～2017年度入学者 >

(単位：円)

区 分		国 公 立		私 立		低月額
		自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	
高等専門学校	本科（1～3年生）	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000
	本科（4～5年生）・専攻科	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
専修学校（専門課程・専攻科）		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
短期大学（本科・専攻科・別科）		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
大 学（本科・専攻科・別科）		45,000	51,000	54,000	64,000	30,000
大学院	修士・博士前期 専門職大学院	88,000				50,000
	博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学	122,000				80,000
通信教育	通年スクーリング（大学のみ）			54,000	64,000	30,000
	夏季または冬季スクーリング			88,000		
	放送大学（第一学期または第二学期）			88,000		

※ 1. 低月額は、学校設置者及び通学別に関わらず選択することができます。

※ 2. 6年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（4年制）については、「博士医・歯・薬・獣医学」の金額が適用されます。

※ 3. 通信教育の対象学種は大学（短期大学を含む）及び専修学校専門課程です。

< 2008年度以前入学者 >

在籍する学校の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

○給付奨学金を併せて利用する時の第一種奨学金の貸与月額

第一種奨学金の貸与を受けている人が、給付奨学生に採用された場合の第一種奨学金の月額は、次の表のとおりです。第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額又は増額されることがあるので注意してください。なお、給付奨学金が自宅通学の月額の場合、第一種奨学金も自宅通学の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理(相殺)ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合(調整後月額が0円の場合等)は返金手続きを行っていただく場合があります。

<調整後の貸与月額(昼間部)>

給付奨学金を併せて利用している時の貸与月額

※昼夜課程も含まれます。

区分			第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	0円	0円	0円	0円	20,300円	25,000円
		自宅外	0円		0円		13,800円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	21,700円	20,000円、30,300円
		自宅外	0円		0円		19,200円	
短期大学	国公立	自宅	0円	0円	3,800円	7,100円	24,300円	29,000円
		自宅外	0円		0円		17,800円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	22,900円	28,500円
		自宅外	0円		0円		17,400円	
高等専門学校	国公立	自宅	7,900円	5,600円	20,200円	20,700円	20,000円、32,500円	20,000円、35,800円
		自宅外	0円		15,100円		20,000円、33,000円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	24,600円	28,800円
		自宅外	0円		0円		26,000円	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅	1,900円	3,800円	16,200円	19,500円	20,000円、30,500円	20,000円、35,200円
		自宅外	0円		0円		24,000円	
	私立	自宅	0円	0円	0円	0円	23,800円	29,400円
		自宅外	0円		0円		18,300円	

<調整後の貸与月額(夜間部)>

給付奨学金を併せて利用している時の貸与月額

区分			第Ⅰ区分		第Ⅱ区分		第Ⅲ区分	
			月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯	月額	生活保護世帯
大学	国公立	自宅	0円	0円	10,600円	13,900円	27,700円	20,000円、32,400円
		自宅外	0円		0円		21,200円	
	私立	自宅	0円	0円	8,400円	15,600円	20,000円、31,200円	20,000円、39,800円
		自宅外	0円		0円		28,700円	
短期大学	国公立	自宅	0円	1,400円	14,600円	17,900円	29,700円	20,000円、34,400円
		自宅外	0円		0円		23,200円	
	私立	自宅	0円	0円	7,400円	11,600円	20,000円、30,200円	20,000円、35,800円
		自宅外	0円		0円		24,700円	
専修学校(専門課程)	国公立	自宅	8,800円	10,700円	20,800円	24,100円	20,000円、32,800円	20,000円、37,500円
		自宅外	0円		1,800円		26,300円	
	私立	自宅	0円	0円	5,700円	9,900円	29,300円	20,000円、34,900円
		自宅外	0円		0円		23,800円	

※1. 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人及び児童養護施設等から通学する人は、上表の生活保護世帯欄の金額となります。

※2. 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

※3. 第一種奨学金を利用している人が新たな給付奨学金に申し込みの際は、貸与月額が調整(減額又は増額)されることを給付奨学金確認書において承諾する必要があります。

【支援区分について】

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税相当であること(※2) 具体的にはあなたと生計維持者の支給額算定基準額(※1)の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※1)の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※1)の合計が25,600円以上51,300円未満であること

(※1) 支給額算定基準額★1 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額) ★2 (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。家計急変事由が適用される場合は、これに準じた額となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額)に3/4を乗じた額となります。

(※2) ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

○第二種奨学金貸与月額と利率

○第二種奨学金貸与月額

大学学部・短期大学・高等専門学校 (4年生以上)・専修学校(専門課程)	2万円～12万円(1万円単位)
大学院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円

(1) 私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学するものについて、大学の貸与月額のほかに、医学・歯学課程においては16万円、薬学・獣医学の課程においては14万円の貸与月額を選択することができます。

(2) 法科大学院の法学を履修する課程に在学するものについて、大学院の貸与月額のほかに19万円・22万円の貸与月額を選択することができます。

(3) 利率は、①利率固定方式(貸与終了時に決定する利率で最後まで返還)、②利率見直し方式(貸与終了後おおむね5年ごとに見直される利率で返還)より選択します。借用期間終了の翌月から利子が計算されます(在学猶予期間・返還期限猶予期間及び減額返還により延長させた返還期間は無利子)。ただし、(2)または(3)の貸与月額のうち、(2)においては12万円、(3)においては15万円を超える部分の利率は、採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構法施行令及びその他の規程により定められます。

2. 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができるとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合には、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

- (1) 私が、繰上返還又は機構から返還の一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。
- (2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。
- (3) 私が、保証料の過払いをしたとき。
- (4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

- (1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
- (2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
- (3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

- (1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
- (2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けられるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 2021年1月時点の約款です。関係規定等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

3. 機関保証制度の保証料（目安）

機関保証制度を選択された方へ

- ①以下の保証料は、2021年1月現在の保証料月額目安です。下表に掲載のない貸与月額及び最新の情報は、奨学生証、日本学生支援機構のホームページ又は日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/hosho/kikan/hoshoryo.html>

日本学生支援機構ホームページ>>奨学金>>奨学金の制度(貸与型)>>保証制度>>機関保証>>保証料



- ②入学時特別増額分の保証料は、入学時特別増額貸与奨学金が交付される時の1回払いとなります。以下には、例として入学時特別増額30万円を選択した場合を掲載しています。

(1) 第一種奨学金

【通常の貸与月額】

①大学

区分		貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)
国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	48	960,000	120	500
		30,000		1,440,000	156	947
国・公立	自宅	45,000		2,160,000	168	1,515
	自宅外	40,000		1,920,000	156	1,262
		51,000		2,448,000	180	1,821
私立	自宅	40,000		1,920,000	156	1,262
		54,000		2,592,000	180	1,928
	自宅外	40,000		1,920,000	156	1,262
		50,000		2,400,000	180	1,786
		64,000		3,072,000	216	2,666

②大学院

区分	貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)
修士・博士前期課程 専門職大学院課程（2年課程）	50,000	24	1,200,000	144	1,517
	88,000		2,112,000	168	3,054
専門職大学院課程（3年課程）	50,000	36	1,800,000	156	1,602
	88,000		3,168,000	216	3,723
博士・博士後期課程	80,000	36	2,880,000	192	3,065
	122,000		4,392,000	240	5,629
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000	48	3,840,000	240	3,635
	122,000		5,856,000	240	5,543

③短期大学・専修学校専門課程

区分			貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)
短期大学 専修学校 専門課程 (2年課程)	国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	24	480,000	108	469
			30,000		720,000	108	703
	国・公立	自宅	45,000		1,080,000	144	1,365
			40,000		960,000	120	1,032
		自宅外	51,000		1,224,000	144	1,547
	私立	自宅・自宅外	40,000		960,000	120	1,032
			自宅		53,000	1,272,000	144
		自宅外	50,000		1,200,000	144	1,517
			60,000		1,440,000	156	1,952
			20,000		720,000	108	462
短期大学 専修学校 専門課程 (3年課程)	国・公・私立	自宅・自宅外	30,000	36	1,080,000	144	896
			45,000		1,620,000	156	1,442
	国・公立	自宅	40,000		1,440,000	156	1,282
			51,000		1,836,000	168	1,743
		自宅外	40,000		1,440,000	156	1,282
	私立	自宅・自宅外	40,000		1,440,000	156	1,282
			自宅		53,000	1,908,000	156
		自宅外	50,000		1,800,000	156	1,602
			60,000		2,160,000	168	2,050

④大学・短期大学（専攻科・別科）

区分			貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)	
大学 短期大学 (専攻科) (別科)	国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	12	240,000	72	328	
			30,000		360,000	108	714	
	国・公立	自宅	45,000		540,000	108	1,071	
			40,000		480,000	108	952	
		自宅外	51,000		612,000	96	1,091	
	私立	自宅・自宅外	40,000		480,000	108	952	
			自宅外		50,000	600,000	120	1,309
	大学 (専攻科) (別科)	私立	自宅		54,000	648,000	108	1,286
			自宅外		64,000	768,000	108	1,524
	短期大学 (専攻科) (別科)	私立	自宅		53,000	636,000	108	1,262
自宅外			60,000	720,000	108	1,429		

⑤高等専門学校

区分		1～3年生 貸与月額 (円)	4・5年生 貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	1～3年生 保証料月額 (円)	4・5年生 保証料月額 (円)	
国・公・ 私立	自宅・ 自宅外	10,000	20,000	1～3年生は 36 4・5年生は 24	840,000	120	246	579	
			30,000		1,080,000	144	246	932	
国・公立	自宅	21,000	45,000		1,440,000	156	246	1,583	
			20,000		1,236,000	144	608	579	
			30,000		1,476,000	156	608	932	
	自宅外	10,000	22,500		45,000	1,836,000	168	608	1,583
					40,000	1,320,000	144	246	1,407
					51,000	1,584,000	156	246	2,092
					20,000	1,290,000	144	652	579
自宅外	22,500	22,500	30,000		1,530,000	144	652	932	
			40,000	1,770,000	156	652	1,407		
			51,000	2,034,000	168	652	2,092		

区分		1～3年生 貸与月額 (円)	4・5年生 貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	1～3年生 保証料月額 (円)	4・5年生 保証料月額 (円)
私立	自宅	10,000	40,000	1～3年生は 36 4・5年生は 24	1,320,000	144	246	1,407
			53,000		1,632,000	156	246	2,174
		32,000	20,000		1,632,000	156	994	579
			30,000		1,872,000	168	994	932
			40,000		2,112,000	168	994	1,407
			53,000		2,424,000	180	994	2,174
	自宅外	10,000	40,000		1,320,000	144	246	1,407
			50,000		1,560,000	156	246	1,956
			60,000		1,800,000	156	246	2,685
		35,000	20,000		1,740,000	156	1,231	579
			30,000		1,980,000	168	1,231	932
			40,000		2,220,000	168	1,231	1,407
			50,000		2,460,000	180	1,231	1,956
			60,000		2,700,000	180	1,231	2,685

【2020年度から始まる新たな給付奨学金受給中の場合の貸与月額】

①大学

区分			貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)
国・公立	自宅	第Ⅲ区分	20,300	48	974,400	120	508
	自宅外		13,800		662,400	108	314
私立	自宅		21,700		1,041,600	132	591
	自宅外		19,200		921,600	120	480

②短期大学

区分			貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)
短期大学 (2年課程)	国・公立	自宅	第Ⅱ区分	24	91,200	36	32
			第Ⅲ区分		583,200	108	570
		自宅外	第Ⅲ区分		427,200	96	375
	私立	自宅	第Ⅲ区分		549,600	108	537
			自宅外		417,600	96	366
		自宅	第Ⅲ区分		17,400	626,400	96
短期大学 (3年課程)	国・公立	自宅	第Ⅱ区分	36	136,800	48	41
			第Ⅲ区分		874,800	120	617
		自宅外	第Ⅲ区分		640,800	108	411
	私立	自宅	第Ⅲ区分		824,400	120	581
			自宅外		17,400	626,400	96

③高等専門学校

区分		1~3年生 貸与月額 (円)	区分	4~5年生 貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	1~3年生 保証料月額 (円)	4~5年生 保証料月額 (円)
国・公立	自宅	10,000	第Ⅰ区分	7,900	1~3 年生は 36 4・5 年生は 24	549,600	108	246	177
			第Ⅱ区分	20,200		844,800	120	246	585
			第Ⅲ区分	32,500		1,140,000	132	246	1,010
		21,000	第Ⅰ区分	7,900		945,600	120	608	177
			第Ⅱ区分	20,200		1,240,800	144	608	585
			第Ⅲ区分	32,500		1,536,000	144	608	1,010
	自宅外	10,000	第Ⅱ区分	15,100		722,400	108	246	372
			第Ⅲ区分	33,000		1,152,000	132	246	1,094
		22,500	第Ⅱ区分	15,100		1,172,400	132	652	372
			第Ⅲ区分	33,000		1,602,000	156	652	1,094
私立	自宅	10,000	第Ⅲ区分	24,600	950,400	120	246	764	
		32,000	第Ⅲ区分	24,600	1,742,400	156	994	764	
	自宅外	10,000	第Ⅲ区分	26,000	984,000	120	246	808	
		35,000	第Ⅲ区分	26,000	1,884,000	168	1,231	808	

④専修学校専門課程

区分			貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)	
専修学校 専門課程 (2年課程)	国・公立	自宅	第Ⅰ区分	24	45,600	12	5	
			第Ⅱ区分		16,200	388,800	108	380
			第Ⅲ区分		30,500	732,000	108	715
		自宅外	第Ⅲ区分		24,000	576,000	108	563
	私立	自宅	第Ⅲ区分		23,800	571,200	108	558
		自宅外	第Ⅲ区分		18,300	439,200	96	385
専修学校 専門課程 (3年課程)	国・公立	自宅	第Ⅰ区分	36	68,400	24	10	
			第Ⅱ区分		16,200	583,200	108	374
			第Ⅲ区分		30,500	1,098,000	144	911
		自宅外	第Ⅲ区分		24,000	864,000	120	609
	私立	自宅	第Ⅲ区分		23,800	856,800	120	604
		自宅外	第Ⅲ区分		18,300	658,800	108	422

(2) 第一種奨学金に併せた入学時特別増額貸与奨学金

区分	貸与額(円)	貸与期間(月)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料額(円)
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,023
	200,000		200,000	72	3,928
	300,000		300,000	84	6,798
	400,000		400,000	120	12,552
	500,000		500,000	120	15,690

(3) 第二種奨学金

①大学院以外(大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校(4・5年生)、大学等専攻科、別科)

貸与月額 (円)	貸与期間 (月)	貸与総額 (円)	返還回数 (月)	保証料月額 (円)
20,000	12	240,000	72	386
	24	480,000	108	552
	36	720,000	108	544
	48	960,000	120	589
30,000	12	360,000	108	841
	24	720,000	108	828
	36	1,080,000	144	1,056
	48	1,440,000	156	1,116
40,000	12	480,000	108	1,122
	24	960,000	120	1,215
	36	1,440,000	156	1,510
	48	1,920,000	156	1,488
50,000	12	600,000	120	1,542
	24	1,200,000	144	1,787
	36	1,800,000	156	1,888
	48	2,400,000	180	2,105
60,000	12	720,000	108	1,683
	24	1,440,000	156	2,301
	36	2,160,000	168	2,416
	48	2,880,000	192	2,668
70,000	12	840,000	120	2,159
	24	1,680,000	168	2,863
	36	2,520,000	168	2,819
	48	3,360,000	228	3,595
80,000	12	960,000	120	2,468
	24	1,920,000	156	3,068
	36	2,880,000	192	3,613
	48	3,840,000	240	4,286
90,000	12	1,080,000	144	3,266
	24	2,160,000	168	3,681
	36	3,240,000	228	4,694
	48	4,320,000	240	4,822
100,000	12	1,200,000	144	3,629
	24	2,400,000	180	4,340
	36	3,600,000	240	5,440
	48	4,800,000	240	5,358
110,000	12	1,320,000	144	3,991
	24	2,640,000	180	4,774
	36	3,960,000	240	5,984
	48	5,280,000	240	5,893
120,000	12	1,440,000	156	4,671
	24	2,880,000	192	5,503
	36	4,320,000	240	6,528
	48	5,760,000	240	6,429
140,000 (12万円+2万円)	48	6,720,000	240	7,508
	72	10,080,000	240	7,280
160,000 (12万円+4万円)	72	11,520,000	240	8,326

(注) 貸与月額 14 万円及び 16 万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額 12 万円に 2 万円（薬学又は獣医学）又は 4 万円（医学又は歯学）の増額貸与を希望する場合に限りま。

②大学院（全課程）

貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
50,000	24	1,200,000	144	1,787
	36	1,800,000	156	1,888
	48	2,400,000	180	2,105
	60	3,000,000	204	2,305
80,000	24	1,920,000	156	3,068
	36	2,880,000	192	3,613
	48	3,840,000	240	4,286
	60	4,800,000	240	4,221
100,000	24	2,400,000	180	4,340
	36	3,600,000	240	5,440
	48	4,800,000	240	5,358
	60	6,000,000	240	5,277
130,000	24	3,120,000	216	6,581
	36	4,680,000	240	7,072
	48	6,240,000	240	6,965
	60	7,800,000	240	6,860
150,000	24	3,600,000	240	8,284
	36	5,400,000	240	8,160
	48	7,200,000	240	8,037
	60	9,000,000	240	7,915
190,000 (15万円+4万円)	24	4,560,000	240	10,507
	36	6,840,000	240	10,349
220,000 (15万円+7万円)	24	5,280,000	240	12,174
	36	7,920,000	240	11,992

(注) 大学院の貸与月額 19 万円及び 22 万円は、法科大学院課程で貸与月額 15 万円に 4 万円又は 7 万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

(4) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金 (30万円)

①大学院以外(大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校(4・5年生)、大学等専攻科・別科)

貸与月額(円)	貸与期間(月)	入学時特別増額貸与額(円)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)	増額分の保証料額(円)
20,000	12	300,000	540,000	108	562	8,430
	24		780,000	108	553	8,301
	36		1,020,000	132	652	9,789
	48		1,260,000	144	694	10,410
30,000	12		660,000	108	842	8,427
	24		1,020,000	132	993	9,939
	36		1,380,000	144	1,057	10,572
	48		1,740,000	156	1,116	11,166
40,000	12		780,000	108	1,123	8,427
	24		1,260,000	144	1,431	10,734
	36		1,740,000	156	1,511	11,337
	48		2,220,000	168	1,588	11,910
50,000	12		900,000	132	1,681	10,089
	24		1,500,000	156	1,919	11,514
	36		2,100,000	180	2,139	12,834
	48		2,700,000	180	2,106	12,636
60,000	12		1,020,000	132	2,017	10,089
	24		1,740,000	156	2,302	11,511
	36		2,460,000	180	2,566	12,831
	48		3,180,000	216	2,948	14,742
70,000	12	1,140,000	132	2,354	10,089	
	24	1,980,000	168	2,864	12,276	
	36	2,820,000	192	3,163	13,557	
	48	3,660,000	240	3,752	16,083	
80,000	12	1,260,000	144	2,905	10,896	
	24	2,220,000	168	3,273	12,276	
	36	3,180,000	216	3,992	14,970	
	48	4,140,000	240	4,288	16,080	
90,000	12	1,380,000	144	3,268	10,896	
	24	2,460,000	180	3,908	13,029	
	36	3,540,000	240	4,898	16,329	
	48	4,620,000	240	4,824	16,080	
100,000	12	1,500,000	156	3,896	11,688	
	24	2,700,000	180	4,342	13,026	
	36	3,900,000	240	5,443	16,329	
	48	5,100,000	240	5,360	16,080	
110,000	12	1,620,000	156	4,285	11,688	
	24	2,940,000	204	5,311	14,487	
	36	4,260,000	240	5,987	16,329	
	48	5,580,000	240	5,896	16,080	
120,000	12	1,740,000	156	4,675	11,688	
	24	3,180,000	216	6,079	15,198	
	36	4,620,000	240	6,530	16,326	
	48	6,060,000	240	6,432	16,080	
140,000 (12万円+2万円)	48	7,020,000	240	7,509	16,092	
	72	10,380,000	240	7,281	15,603	
160,000 (12万円+4万円)	72	11,820,000	240	8,326	15,612	

(注) 貸与月額14万円及び16万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額12万円に2万円(薬学又は獣医学)又は4万円(医学又は歯学)の増額貸与を希望する場合に限りです。

②大学院(全課程)

貸与月額(円)	貸与期間(月)	入学時特別増額貸与額(円)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)	増額分の保証料額(円)
50,000	24	300,000	1,500,000	156	1,919	11,514
	36		2,100,000	180	2,139	12,834
	48		2,700,000	180	2,106	12,636
	60		3,300,000	228	2,531	15,186
80,000	24		2,220,000	168	3,273	12,276
	36		3,180,000	216	3,992	14,970
	48		4,140,000	240	4,288	16,080
	60		5,100,000	240	4,222	15,834
100,000	24		2,700,000	180	4,342	13,026
	36		3,900,000	240	5,443	16,329
	48		5,100,000	240	5,360	16,080
	60		6,300,000	240	5,278	15,834
130,000	24		3,420,000	240	7,183	16,578
	36		4,980,000	240	7,074	16,326
	48		6,540,000	240	6,966	16,077
	60		8,100,000	240	6,861	15,834
150,000	24		3,900,000	240	8,289	16,578
	36		5,700,000	240	8,163	16,326
	48		7,500,000	240	8,038	16,077
	60		9,300,000	240	7,917	15,834
190,000 (15万円+4万円)	24	4,860,000	240	10,510	16,596	
	36	7,140,000	240	10,351	16,344	
220,000 (15万円+7万円)	24	5,580,000	240	12,177	16,605	
	36	8,220,000	240	11,992	16,353	

(注) 大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院課程で貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

◇掲載しているものは本しおり作成時点の抜粋です。規程類は本しおり作成以降に改正が予定されているものがあります。最新のもの及び全文については本機構ホームページ（<https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html>）等をご確認ください。

4. 関係規程

独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋） （平成十五年法律第九十四号） （改正 令和元年五月十七日法律第八号）

（機構の目的）
第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校等の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。
二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。
三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。
四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。
五 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。
六 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。
七 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。
八 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
九 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

（学資の貸与）
第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資貸与金」という。）は、無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）及び利息付きの学資貸与金（以下「第二種学資貸与金」という。）とする。
2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
3 第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
4 第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。
5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたものうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによ

ても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。
6 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。
（学資貸与金の返還の条件等）

第十五条 学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
2 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
3 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。
第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋） （平成十六年政令第二号） （改正 令和元年六月二十八日政令第五十号）

（第一種学資貸与金の額）
第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

区分		月額
大 学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する大学	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円又は 四五、〇〇〇円
		自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五一、〇〇〇円
	私立の大学	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五四、〇〇〇円
		自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円、 五〇、〇〇〇円又は 六四、〇〇〇円
	短期大学	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五三、〇〇〇円
		自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円、 五〇、〇〇〇円又は 六〇、〇〇〇円
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程 五〇、〇〇〇円又は 八八、〇〇〇円	
	博士課程 八〇、〇〇〇円又は 一二、〇〇〇円	
高 等 専 門 学 校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで 自宅通学のとき 一〇、〇〇〇円又は 一一、〇〇〇円
		自宅外通学のとき 一〇、〇〇〇円又は 一二、五〇〇円
	第四学年及び第五学年	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円又は 四五、〇〇〇円
		自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五一、〇〇〇円
	私立の高等専門学校	第一学年から第三学年まで 自宅通学のとき 一〇、〇〇〇円又は 一一、〇〇〇円
		自宅外通学のとき 一〇、〇〇〇円又は 一二、五〇〇円
第四学年及び第五学年	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五三、〇〇〇円	
	自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円、 五〇、〇〇〇円又は 六〇、〇〇〇円	

第一部 貸与奨学金に関する制度

第一部 貸与中の手続き

第二部 返還

第四部 お知らせ

第五部 資料

専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。）、国立大学法人又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。)	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円又は 四五、〇〇〇円
		自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五〇、〇〇〇円
	私立の専修学校	自宅通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円又は 五三、〇〇〇円
		自宅外通学のとき 二〇、〇〇〇円、 三〇、〇〇〇円、 四〇、〇〇〇円、 五〇、〇〇〇円又は 六〇、〇〇〇円

備考
一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条及び第八条の二を除き、以下同じ。）。
二 「学部」には、専攻科及び特定別科を含む。
三 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（第八条の二第一項第一号の表を除き、以下同じ。）。
五 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の二第一項第一号の表において同じ。）。
六 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう（第八条の二第一項第一号の表において同じ。）。

2 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校在学する者のうち、その者の生計を維持する者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（そのうち最も高い額を除く。）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者（次条において「特定通信教育受講者」という。）に対する第一種学資貸与金の額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、その年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）

第一条の二 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学への支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち

学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一 特定通信教育受講者につき第八条の二第三項及び第四項の規定により算定される学資支給金の額

二 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

（第二種学資貸与金の貸与並びにその額及び利率）

第二条 法第十四条第一項の第二種学資貸与金（以下単に「第二種学資貸与金」という。）の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）について、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントとする。

一 大学 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

二 大学院 五〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一三〇、〇〇〇円又は一五〇、〇〇〇円

三 高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。） 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

四 専修学校 二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

2 私立の大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程又は法科大学院（専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下この項において同じ。）の法学を履修する課程に在学する者に対する第二種学資貸与金については、前項の規定にかかわらず、その月額を、次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（機構の定める額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり同表の下欄に掲げる算式により算定した利率とする。

区分	月額	利率（パーセント）
私立の大学の医学又は歯学を履修する課程	一〇〇、〇〇〇円を超え一六〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	$(A \times 3 + (B - A) \times r) / B$
私立の大学の薬学又は獣医学を履修する課程	一〇〇、〇〇〇円を超え一四〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	
法科大学院の法学を履修する課程	一五〇、〇〇〇円を超え二二〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	
備考	この表の下欄に掲げる算式次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。	
A	私立の大学の医学又は歯学を履修する課程及び薬学又は獣医学を履修する課程にあっては一〇〇、〇〇〇円、法科大学院の法学を履修する課程にあっては一五〇、〇〇〇円	
B	この表の中欄の機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）	
r	年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数	

3 第一項各号に掲げる学校（以下この項及び次条第一項において「貸与対象校」という。）に在学する者が当該貸与対象校に入学した月又は当該貸与対象校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十号）の規定により設置されたものに限る。同条第一項において「貸与対象日本校」という。）に在学する者が外国の大学若しくは大学院に留学した月に貸与される第二種学資貸与金の月額については、前二項の規定にかかわらず、第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択する額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）に、それぞれ一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円）のうち貸与を受

ける学生又は生徒が選択する額を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率（パーセント）} = (C \times 3 + (D - C) \times r) / D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。

C 第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額、前項の場合にあっては同項の表の備考に規定するAの額

D 第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）に、それぞれ貸与を受ける学生又は生徒がこの項の規定により選択した額を加えた額

r 年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数

（第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金の額及び利率）

第三条 法第十四条第五項の規定により第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金については、月額第二種学資貸与金（貸与対象校に在学する者に対し、機構の定める期間において毎月貸与する第二種学資貸与金をいう。次項において同じ。）又は一時金額第二種学資貸与金（貸与対象校に入学した者に対しその入学の際に一時金として貸与する第二種学資貸与金及び貸与対象日本校に在学する者に対しその者が外国の大学又は大学院に留学する際に一時金として貸与する第二種学資貸与金をいう。第三項において同じ。）のうち、貸与を受ける学生又は生徒が機構の定めるところにより選択するいずれか一の第二種学資貸与金とする。

2 月額第二種学資貸与金の額及び利率については、前条の規定の例による。

3 一時金額第二種学資貸与金の額は、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

（第二種学資貸与金の利息の特例）

第四条 前二条の規定にかかわらず、第二種学資貸与金は、その貸与を受けている間並びに法第十五条第二項の規定によりその返還の期限を猶予される場合における同項及び第六条に規定する事由がある間は無利息とする。

2 次条第四項の規定による学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更が行われる場合には、当該変更の時以後の期間に係る第二種学資貸与金の利率は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による利率以下の利率で文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところにより算定した利率とする。

（学資貸与金の返還の期限等）

第五条 法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した日（第三項において「六月経過日」という。）以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資貸与金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

2 第二種学資貸与金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。

3 機構が、第一種学資貸与金の貸与を受けた者について、その者の所得が少ない場合においても学資貸与金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とする方法により当該第一種学資貸与金を返還させる場合には、その返還の期限は、第一項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十年以内とすることを要しない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であって、文部科学大臣の認可を受けて機構の定める日とする。

4 機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資貸与金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、割賦金

の減額及び支払回数の変更その他の学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合（前項に規定する場合を除く。）には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とし、第二項の規定は、適用しない。

5 学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。（学資貸与金の返還期限の猶予）

第六条 法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。（死亡等による学資貸与金の返還免除）

第七条 死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資貸与金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。

2 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資貸与金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

3 機構は、前二項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（特に優れた業績による学資貸与金の返還免除）

第八条 大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時において、その学資貸与金の全部又は一部を返還を免除することができる。

2 前項の認定は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、当該大学院を置く大学の学長が学内選考委員会（機構に対して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。）の議に基づき推薦する者その他文部科学省令で定める者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。

3 機構は、前項に規定するもののほか、第一項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

附 則

（第二種学資貸与金の利率の特例）

第二条 第二種学資貸与金に係る第二条及び第三条第三項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「年三パーセント」とあるのは「年三パーセント（法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率が年三パーセント未満の場合にあっては、当該利率）」と、同条第二項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同表備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第三項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同項の備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率」と、第三条第三項中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する利率」とする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により読み替えられた第二条第一項に規定する文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）

（平成十六年三月三十一日文部科学省令第二十三号）

（改正 令和三年二月二十六日同第九号）

（個人番号の提供）

第二十四条 機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者及びその生計維持者の個人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)の提供を求めるものとする。

- 2 機構は、第二十三条の九の規定により生計維持者の変更について届出をしようとする給付奨学生に対し、機構の定めるところにより、その生計維持者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 3 機構は、法第十五条第二項の規定による学資貸与金の返還の期限の猶予又は第三十二条の三の規定による学資支給返還金(学資支給返還金要返還者(法第十七条の三の規定により機構が支給した学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部の返還を求められた者をいう。以下同じ。))が返還しなければならない額をいう。以下同じ。)の返還の期限の猶予を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 4 機構は、令第五条第三項の規定による第一種学資貸与金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資支給返還金の返還を行おうとする者に対し、機構の定めるところにより、その者(その者を地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とする者(以下「扶養者」という。))があるときは、その者及びその扶養者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 5 機構は、令第五条第三項の規定による第一種学資貸与金の返還又は第三十二条の二第二項の規定による学資支給返還金の返還を行っている者であって新たに扶養者が生じたものに対し、機構が定めるところにより、当該扶養者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 6 機構は、令第五条第四項の規定による学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更又は第三十二条の二第三項の規定による学資支給返還金の返還の期限及び返還の方法の変更を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者の個人番号の提供を求めるものとする。
- 7 前各項の規定により提供を求めるものとされている個人番号を機構が把握している場合その他の機構が個人番号の提供を必要としない場合にあつては、前各項の規定にかかわらず、機構が別に定めるところによるものとする。

第二十五条 機構は、学資貸与金の貸与を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、保証人を立てさせるものとする。

(学資貸与返還割賦金の返還の通知)

第二十六条 機構は、六月以内にその返還期日が到来することとなる学資貸与返還割賦金(令第五条第一項に規定する割賦の方法により学資貸与金を返還する場合における各返還期日ごとの返還をいう。以下同じ。)を返還する義務を有する学資貸与金要返還者(学資貸与金の貸与を受け、当該学資貸与金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。)に対しては、あらかじめ当該学資貸与返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、機構が必要と認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人(保証人のうち学資貸与金要返還者と連帯して債務を負担する者(自然人に限る。))をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。

(学資貸与返還割賦金の返還の督促等)

第二十七条 機構は、学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に対しては、少なくとも六月ごとに当該学資貸与金要返還者が延滞している学資貸与返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。

2 前項の規定による督促は、機構が必要と認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人に対して行うものとする。

3 機構は、前二項の規定により学資貸与金要返還者又はその連帯保証人に対し学資貸与返還割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる学資貸与返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することができる。この場合においては、当該学資貸与返還割賦金に係る前条の規定による通知を要しない。

(保証人に対する請求)

第二十八条 機構は、前条に規定する督促によっては学資貸与返還割賦金の返還を確保することが困難であると認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人以外の保証人に対し、当該学資貸与金要返還者が返還を延滞している学資貸与返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

(学資貸与返還割賦金に係る延滞金)

第二十九条 機構は、前二条の規定による督促又は請求を行う場合又は、次項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促し又は請求するものとする。

2 機構が学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に賦課する延滞金の額は、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与返還割賦金(利息を除く。)の額につき年三パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与返還割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

(学資貸与返還割賦金の返還の強制)

第三十条 機構は、学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者等(学資貸与金要返還者又はその保証人(自然人に限る。))をいう。以下同じ。)が前三条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している学資貸与返還割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるときは、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第七編に定める手続により学資貸与返還割賦金の返還を確保するものとする。

2 機構は、前項の規定によっても学資貸与返還割賦金の返還を確保することができなるときその他学資貸与金の適正な回収を図るため必要があると認めるときは、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手続に関する法令に定める手続により学資貸与返還割賦金の返還を確保するものとする。

(学資貸与金の返還未済額の全部の返還の強制等)

第三十一条 前条の規定は、学資貸与金の返還未済額の全部の返還(令第五条第五項の規定による学資貸与金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、前条第一項中「前三条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している学資貸与返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指定した日までに学資貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、「学資貸与返還割賦金の返還」とあるのは「学資貸与金の返還未済額の全部の返還」と、同条第二項中「学資貸与返還割賦金の返還」とあるのは「学資貸与金の返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 機構は、学資貸与金要返還者等が機構の指定した日までに学資貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないときは、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与金の返還未済額(利息を除く。)の全部の額につき年三パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与金の返還未済額の全部の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

(学資貸与金回収業務の委託)

第三十二条 機構は、学資貸与金要返還者の同意を得、かつ、その者に係る学資貸与返還割賦金の支払方法についての特約を付した上で、当該学資貸与金要返還者を使用する者に対し、当該学資貸与金要返還者に係る学資貸与金の回収業務の一部を委託することができる。この場合において、当該学資貸与金要返還者に係る学資貸与金の回収に関しては、第二十六条から前条までの規定によらないものとする。

2 機構は、前項の規定により学資貸与金の回収業務の一部を委託する場合には、当該委託に係る業務に関し、受託者と次に掲げる事項について取り決めなければならない。

- 一 学資貸与金要返還者の名簿の作成及び変更に関する事項
- 二 受託者が行う学資貸与金の回収業務の方法
- 三 受託者が回収した学資貸与金の管理及び機構に対する引渡しの方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、学資貸与金の回収業務の委託に関し必要な事項

(令第一条第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科)

第三十三条 令第一条第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科は、助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製薬衛生師若しくは養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国語、音楽若しくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とするものとする。

(令第一条第三項の文部科学省令で定める者)

第三十四条 令第三条第三項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。

(学内選考委員会)

第三十五条 令第八条第二項に規定する学内選考委員会(以下こ

の条において「委員会」という。)は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 学長
- 二 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、委員会が定める者
- 三 その他委員会が定めるところにより学長が指名する者

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 委員会は、令第八条第二項の調査審議を行うに当たっては、法第十六条の返還の免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

5 この条に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(専攻分野に関する業績)

第三十六条 令第八条第二項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。

- 一 学位論文その他の研究論文
- 二 大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第十六条第一項に定める特定の課題についての研究の成果
- 三 大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果
- 四 著書、データベースその他の著作物(第一号及び第二号に掲げるものを除く。)
- 五 発明
- 六 授業科目の成績
- 七 研究又は教育に係る補助業務の実績
- 八 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- 九 スポーツの競技会における成績
- 十 ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- 十一 その他機構が定める業績

(特に優れた業績による返還免除の数)

第三十七条 法第十六条の規定により機構がその第一種学貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学貸与金の貸与を受けた学生であって、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数のおおむね百分の三十以下とするものとする。

附 則

(第二種学貸与金の特例的な利率を定める方法)

第五条 令附則第二条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるものは、利率固定方式(第二種学貸与金の返還の期限が到来するまでの間(当該第二種学貸与金の貸与を受けている間及び法第十五条第二項の規定により返還の期限を猶予されている期間を除く。)、貸与期間終了の際に算定した利率とする貸与に係る利率を決定する方式をいう。)又は利率見直し方式(第二種学貸与金の返還の期限が到来するまでの間(当該第二種学貸与金の貸与を受けている間及び法第十五条第二項の規定により返還の期限を猶予されている期間を除く。)、おおむね五年ごとに見直した利率とする貸与に係る利率を決定する方式をいう。)に従って、次の算式により算定する方法とする。

$$R = (R1 \times A + R2 \times B) \div (A + B)$$

この式においてR、R1、R2、A及びBは、それぞれ次の値を表すものとする。

R 当該第二種学貸与金に係る利率(パーセント)

R1 当該第二種学貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額(利息及び延滞金を除く。以下この条において同じ。)に相当する費用に充てるために機構が法第十九条第一項の規定によりした財政融資資金からの借入金の利率に相当する数(当該費用に充てた財政融資資金からの借入れが二回以上あるときは、それぞれの財政融資資金からの借入金の利率を、それぞれの財政融資資金からの借入金の総額のうち当該費用に充てた額により加重平均した利率に相当する数、貸与期間の終了前に当該費用に充てるための財政融資資金からの借入れがなかったときは、貸与期間の終了した月の翌月一日において財政融資資金から借入金をするとしたならば当該借入金について定められるべき利率に相当する数)

R2 機構が法第十九条第一項の規定により発行した日本学生支援債券(以下この条において「債券」という。)のうち当該第二種学貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額又はその残額に相当する費用に充てたものの利率に相当する数(当該費用に充てる債券の発行が二回以上あるときは、それぞれの債券の利率を、それぞれの債券の総額のうち当該費用に充てる額により加重平均した利率に相当する数)

- A 当該第二種学貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額に相当する費用に充てるために機構が法第十九条第一項の規定によりした財政融資資金からの借入金の額又はその償還残額
- B 機構が法第十九条第一項の規定により発行した債券の総額のうち当該第二種学貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額又はその残額に相当する費用に充てた資金の額

日本学生支援機構ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/>

JASSO

検索



 **@JASSO_general**

 **YouTube JASSO channel**